

営業秘密及び著作権の適用について

2018年、台湾の電子機器受託製造大手である甲社は、元管理職2名と元エンジニア1名を提訴した。訴因は、三名が退職時に、甲社内部のハイエンドサーバー製品などの機密文書を不正に持ち出し、再就職先であるコンピューター会社の乙社に漏えいしたというものである。本件は7年にもわたる審理を経て、台北地方裁判所が2025年5月に、ついに一審判決を下した。三名は、懲役刑の判決を受けたほか、各々が甲社に対して損害賠償責任を負うこととなり、乙社にも罰金が科せられた。本件の判決はまだ確定しておらず、なおも控訴の可能性が残されているが、注目に値する点は、裁判所が異なる法規を判決の根拠として引用したことである。本稿では、営業秘密法及び著作権法の適用状況を深く掘り下げ、複雑に絡み合う両法律の関係について分析する。

1. 本案件の事実

本件の被告人の身分、及び裁判所が裁判時に適用した法的根拠と関連事実に関して、刑事判決に関わる部分を以下に簡潔に説明する。

被告の身分	行為	判決の根拠
甲社の製造センター元所長 A	甲社の生産及び出荷予測資料、見積り分析、製品試験計画、生産ライン技術などの12項目の営業秘密を、電子メール及びWeChat（微信）を通じて乙社の中国籍の人事アシスタントに送信した。	営業秘密法第13-2条 「大陸地域で使用することを意図して、営業秘密法第13-1条第1項第4号の他人が保有する営業秘密であることを知りながら、無断で複製し漏えいした罪」
甲社の試験部門元部長 B	以前甲社に勤務し現在は乙社に勤める中国籍従業員から甲社の技術に関する営業秘密ファイルを入手し、これを電子メールで乙社の購買部主任及び人員に送信した。	営業秘密法第13-2条 「大陸地域で使用することを意図して、営業秘密法第13-1条第1項第4号の他人が保有する営業秘密であることを知りながら、無断で複製し漏えいした罪」

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

甲社の試験部門 元エンジニア C	その職務において保有していた情報ファイルを、個人のメールアドレスで A に送信した。	著作権法第 91 条第 1 項 「無断で複製する方法により他人の著作財産権を侵害する行為」
乙社	まず営業秘密法については、裁判所は、乙社の代表者が上述の者に当該犯罪行為の実施を教唆した事実はなく、かつ、既に可能な限りの予防措置を講じていたと認定し、これにより無罪とした。一方、著作権法については、その従業員が著作権を侵害したことにより、雇用主は無過失の両罰規定を負う必要があるとした。	著作権法第 101 条 「雇用主の無過失責任」

2. 営業秘密と著作権の交錯

営業秘密法の立法理由によれば、営業秘密は知的財産権の一環として明確に位置付けられている。しかし、営業秘密法と著作権法では、下記の表で説明する通り、その立法目的及び保護要件において、依然として差異が存在する。

	立法目的	保護要件 ¹	権利の性質	刑事責任 ²
営業 秘密法	産業倫理と競争秩序の維持及び社会公益の調和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業的情報であること ・ 秘密性を有すること ・ 経済的価値を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排他性を有していない ・ 事前の申請を必要としない ・ 永久に存続する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業秘密法第 13-1 条 最高刑は 5 年以下の懲役、かつ、未遂犯も罰せられる。

¹ 営業秘密法第 2 条：

「この法律にいう「営業秘密」とは、方法、技術、製造工程、製法、プログラム、設計、又は生産、販売若しくは経営に用いることができるその他の情報であり、次に掲げる要件に符合するものを指す。

1. この種の情報に携わる者に一般的に知られていないもの
2. その秘密性によって実質的又は潜在的な経済価値を有するもの
3. 所有者がすでに合理的な秘密保持の措置を講じているもの」

² 本稿では営業秘密法と著作権法の比較に焦点を当てているため、刑事責任の欄では、本件に関連する法条のみを例示している。なお、著作権法の刑事責任に関するその他の規定については、著作権法第 91 条から第 103 条を、営業秘密法については、営業秘密法第 13-1 条から第 13-4 条を参照。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

		<ul style="list-style-type: none"> 既に合理的な秘密保護措置を講じていること 		<ul style="list-style-type: none"> 営業秘密法第13-2条 最高刑は 10年以下の懲役、かつ、未遂犯も罰せられる。
著作権法	社会公益の調和と国家の文化発展の促進	<ul style="list-style-type: none"> 十種の著作物内の一つであること³ 創作性を有すること 著作が既に表現されたものであること 	<ul style="list-style-type: none"> 排他性を有する 一度表現することで即時保護される 個人の著作物の場合、その著作権の保護期間は、原則として著作者の死後50年間存続する。法人著作物の場合、その著作権の保護期間は、原則として公表後50年間存続する。 	<ul style="list-style-type: none"> 著作権法第91条第1項 最高刑は 3年以下の懲役

上記の表からも二者の違いが分かるように、営業秘密法は、産業倫理と競争秩序の維持を目的としており、その規制は営業秘密に排他的権利を付与するものではなく、不正な手段による営業秘密の取得や漏えいなどの違法行為を抑制することにある。これに対し著作権法は、社会の利益に配慮しつつ、著作者が創作した知の結晶を保護することを目的としている。よって、著作物には他人による無断使用、盗用又はその成果の侵害を防ぐ権利が与えられている。

例を挙げると、会社が取引データに基づいて顧客名簿や帳簿を作成し、かつ、当該資料に商業的価値があることを理由に外部へ公開しない場合、それは営業秘密として成立する可能性がある。しかし、名簿や帳簿は創作性に欠けるため、著作権による保護を受けるのは困難である。また、会社が独自に広告宣伝物を作成する場合、これは創作性を有するため著作権の保護を受ける。しかし、広告は公開される性質を持った

³ 著作権法第5条に例示する十類型は、1.言語の著作物、2.音楽の著作物、3.演劇、舞踊の著作物、4.美術の著作物、5.撮影の著作物、6.図形の著作物、7.視聴覚著作物、8.録音の著作物、9.建築の著作物、10.コンピュータプログラムの著作物などを含む。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

め、営業秘密の「秘密性」という要件には適合しない。このことから、商業情報の性質が営業秘密と著作物のいずれかに該当するかは、それぞれの法規が定める要件に基づいて個別に検討する必要がある、営業秘密と著作物とを同一視することはできないとわかる。

このような違いがあるにも関わらず、実務上ではしばしば重複する部分がある。それは、営業秘密は得てして書面、コンピュータープログラムなどの特定の媒体で表現される一方、著作権は専利（特許、実用新案、意匠）や商標とは異なり、出願や開示といった行為を要さず、創作物が表現された時点で自動的に保護が発生するためである。例えば、ある会社が開発した著作権で保護される創作性のあるコンピュータープログラムについて、暗号化技術により情報漏えいの防止措置を講じている場合、当該プログラムは営業秘密と著作物の双方の定義に同時に該当し、二重の保護を受け得る。このように、特定の商業情報が著作物と営業秘密の定義に同時に適合した場合、二つの法規による保護を受けられる蓋然性が高いのである。

さらに、刑事責任の観点からは、行為者が営業秘密と著作物の定義に同時に適合する情報を不正な手段で取得し、漏えいした場合、営業秘密法と著作権法の両方に同時に抵触する可能性がある。加えて、行為主体の身分や不正手段の様態によっては、刑法の工商秘密漏えい罪、背任罪又は窃盗罪など⁴に問われるおそれがある。前述した複数の刑事責任の適用関係については、実務上の見解では多くが観念的競合にあたりと解され、最も重い刑罰が適用される。著作権法や一般刑法と比較しても、営業秘密法の法定刑は比較的軽く、その抑止力も強い。これは、国が営業秘密の保護をいかに重視しているかを示すものであり、実務においても営業秘密法に基づいて刑罰を科す傾向が強い。本件を例にとると、A と B の二人は営業秘密法、著作権法、及び刑法の規範に同時に違反しているが、最終的には、刑罰がより重い営業秘密法により処断されることになった⁵。

⁴ 兪百羽・王宗偉、「営業秘密法」、書泉出版社、2024年9月、初版、pp.100-101

⁵ その他参考事例は、知的財産及び商業裁判所 110（2021）年度刑智上重訴字第7号刑事判決、台湾台中地方裁判所 111（2022）年度智訴字第12号刑事判決、知的財産及び商業裁判所 112（2023）年度刑智上重訴字第8号刑事判決などがある。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

3. 結論

上記の通り、営業秘密法と著作権法は、その立法目的及び適用要件においてそれぞれ異なるが、特定の情報又は表現の形式では、二重に保護される状況がよく見受けられる。したがって、企業がこれら両法の保護メカニズムを巧みに活用することで、情報セキュリティと法的救済の完全性をより一層高めることが可能となるであろう。

さらに、企業は研究開発と経営を通じて産業競争力の向上に努めると同時に、法令と商業倫理を遵守し、他人の営業秘密や著作権を侵害したり、又は関連する刑法の規定に抵触したりすることを避けなければならない。さもなければ、企業の責任者が投獄されるという最悪の事態を招きかねないだけでなく、企業ののれん（社会的信用）も大きく損なわれ、その損失は計り知れないものとなるであろう。

したがって、企業は、包括的な社内コンプライアンス体制を構築すべきであり、自身の営業秘密を保護するためには、監視措置の整備又は秘密保持条項の締結などの方法を通じて、情報の機密性を強化する必要がある。また、不法行為の防止には、企業は、情報源の適法性を精査するほか、従業員へのコンプライアンス教育に注力することが不可欠である。これらの仕組みが、自社の利益を確保しつつ、全体における法的リスクを低減させ、ひいては企業の持続可能で安定した経営という目標を実現することにつながるであろう。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。